

Ⅱ 男女共同参画に関する施策の 実施状況

評価の目安

- A：達成された（90%以上）
B：概ね達成された（80%以上）
C：あまり達成されていない（60%以上）
D：達成されていない（60%未満）

【基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり】

施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進

施策(1)啓発活動の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
ジェンダー平等に配慮した広報 【政策推進課】（全課） 《事業内容》 市から発行する広報紙等において、言葉づかいや文章表現・写真・イラスト等の使用について、ジェンダー平等の視点に配慮し作成します。	広報紙の作成は、情報政策課がジェンダー平等の視点に配慮したチェックを行い、性別役割分担意識を助長しない表現や多様性に配慮した写真・イラストを使用した。 《評価》 ジェンダー平等の視点を取り入れたイラストや写真を選定し、表現方法にも配慮したことで、性別役割分担を固定化させない情報発信を行うことができた。 《課題》 広報紙は編集の際に情報政策課で確認しているが、各課で作成するSNSや通知等は、各担当者が作成するため、チェックリストの作成や研修など、誰が作成してもジェンダー平等の視点で作成できる体制づくりが今後の課題である。	A
SDGsへの取組 【政策推進課】 《事業内容》 SDGsの目標の1つである「ジェンダー平等の実現」への取組を推進すると共に、市民・事業所等に向けた普及啓発を図ります。	○男女共同参画広報紙「ばらんす」において、ジェンダー平等の視点を取り入れた防災特集を掲載し、女性やこども、高齢者等への配慮や防災グッズ等を紹介した。 ○男女共同参画に積極的に取り組む事業者を表彰し、広報紙「ばらんす」や市ホームページで取り上げ、周知啓発した。 《評価》 広報紙や市ホームページ等を通じて、市民・事業者に向けて、ジェンダー平等の実現に関して情報発信し、意識醸成、普及啓発に努めた。 《課題》 対象者の属性に応じた、効果的な周知、啓発方法を考え、継続して普及啓発し、意識変容につなげていくことが課題である。	A

施策(2)情報の収集・提供の充実

事業	令和7年度実施状況	評価
男女共同参画広報紙の発行【政策推進課】 《事業内容》 男女共同参画に関する広報紙として「ばらんす」を発行し、意識啓発と情報提供を行います。	大田原市男女共同参画広報紙「ばらんす」第59号、第60号の年2回発行を行い、男女共同参画に関する情報を市民へ提供し、意識啓発を行った。 《評価》 ボランティアの編集委員と協働することで、専門的な視点だけでなく、市民の関心に寄り添った読みやすく、わかりやすい紙面づくりに努めた。 《課題》 広報を手にする機会の少ない若年層に向けて、SNSを活用した内容の周知、電子版への誘導が今後の課題である。	A
男女共同参画に関する情報の提供【政策推進課】 《事業内容》 広範囲な情報の収集を行い、ホームページの活用により、男女共同参画に関する情報の提供を行います。	広報おおたわらや市ホームページ、よいちメール等を活用し、男女共同参画に関する情報を随時発信した。具体的には、国際女性の日、栃木県が実施する「男女生き生き企業」認定や「とも家事」の推進といった県施策の周知をはじめ、本市で開催する講座等の案内を積極的に行い、市民や事業者への情報提供に努めた。 《評価》 今後も市ホームページとよいちメール、市公式LINEを活用し、積極的に情報提供していく。 《課題》 広報おおたわら、よいちメール等、各種媒体を組み合わせ、継続的に情報提供を行うことが必要である。	A

施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進

施策(1) ジェンダー平等に関する教育の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
キャリア教育、進路指導の充実【学校教育課】 《事業内容》 女性の進路の拡充についての情報に触れ、女性の社会参加や地位向上について適切な認識を持つことができるよう、望ましい勤労観や職業観の育成を図ります。	各学校において「生きる力」を身に付け、社会人・職業人として自立していくことができるように、小学校段階から体系的なキャリア教育に取り組んでいる。その中で、女性の進路の拡充についての情報に触れ、女性の社会参加や地位向上について認識をもち、望ましい勤労観や職業観の育成を図った。 《評価》 中学2年生で実施する職場体験学習の充実など学校内外の教育資源を有効に活用しながら、推進に努めた。 《課題》 男女共同参画社会の形成という現代社会の喫緊の課題に対して、今後、さらに児童・生徒の意識を高めていかなければなりません。	B

小学生交流事業 【生涯学習課】 《事業内容》 市内小学生と岡山県井原市の小学生が派遣・受け入れによる現地での交流・交歓を図ることで、男女共同参画の意識を学ぶ機会を提供します。	○岡山県井原市と大田原市で派遣・受入を隔年で交替し、事業を行っている。令和7年度は井原市の小学生を 17 名受け入れ、大田原市の小学生 17 名と交流・交歓を図った。 【受入期間】 令和7年7月31日(木)～8月2日(土) <table><tr><td>児童人数</td><td>男</td><td>女</td><td>計</td></tr><tr><td>大田原市</td><td>7</td><td>10</td><td>17</td></tr><tr><td>井原市</td><td>10</td><td>7</td><td>17</td></tr><tr><td>計</td><td>17</td><td>17</td><td>34</td></tr></table> 《評価》 班別行動時には、男女ともに協力しながら交流を行った。様々な場面で特に男女で別れることもなく、一つの団体として行動する意識が感じられた。令和8年度の派遣でも児童が交流・交歓を図れるよう計画する。 《課題》 特になし	児童人数	男	女	計	大田原市	7	10	17	井原市	10	7	17	計	17	17	34	A
児童人数	男	女	計															
大田原市	7	10	17															
井原市	10	7	17															
計	17	17	34															
発達段階に応じた人権教育の充実 【学校教育課】 《事業内容》 道徳の指導計画の中に「性の尊重に関わる題材」を位置付け、指導の充実を図ります。	年間指導計画や別葉に、発達の段階に応じた健全な異性観を持てるような題材や、家庭生活の大切さを考えさせる題材を位置付け、道徳や各教科において、人権に配慮した授業を展開し、教育活動を通して差別のない望ましい人間関係の構築を図った。 《評価》 「健全な異性観」をもてるような授業が位置付けられ、計画的に実施されており、市内各小中学校で男女の関係における人権感覚が高まっている。 《課題》 男女の関係における人権感覚の向上が見られる一方で、近年は性の多様性への理解も重要であることから、異性観に限らない多様な性の在り方への配慮や理解を深める教材・指導の充実を図ることが必要であると考えられる。	B																

施策(2) 家庭・地域における男女共同参画に関する学習の推進

事業	令和7年度実施状況					評価
家庭教育学級の開設 【生涯学習課】 《事業内容》 健全で豊かな人間性を育む家庭のあり方を考えるため、地区公民館において、地域・社会での実践を通じた学習活動を行います。	家庭教育学級					A
	公民館名	学級数	受講者(延べ)	回数	学習時間	
	大田原東	1	211	5	16.4	
	大田原西	1	15	1	1.5	
	金田北	1	72	4	7.5	
	金田南	1	334	9	12	
	親 園	1	336	4	8	
	野 崎	1	144	4	7	
	佐久山	1	94	6	10.5	
	湯津上	1	179	2	4	
須賀川	1	85	3	13.5		

	《評価》 親子で学び交流できる貴重な機会として、着実に成果を上げている。 各地区において特色ある取組が行われ、地域の実情に応じた学習の場が提供されている。 多様な内容により、参加者の関心やニーズに応じた学びの機会が確保されており、今後も、家庭と地域をつなぐ有意義な事業として、さらなる充実が期待される。 《課題》 参加者数が伸び悩んでおり、地区間で大きな差が見られる。開催回数や周知方法、内容の伝わり方により、参加状況に影響が生じている。 また、共働き世帯の増加などにより、参加しにくい環境となっていることも課題である。 このため、魅力の向上と参加しやすい仕組みづくりの両面での改善が求められている。	
男女共同参画講座等の実施 【政策推進課】 《事業内容》 固定的な性別役割分担意識が芽生える以前から男女共同参画教育の推進を図ると共に、男女共同参画の意識の醸成を図るための講座や講演会を実施します。	○キャリアデザイン講座（栃木県立大田原女子高校） ※内閣府男女共同参画局主催「STEM Girls Ambassadors（理工系女子応援大使派遣事業）」 期日：令和7年10月20日 内容：講演「行きたい道を切り拓け。」 講師：日本マクドナルド株式会社 取締役上席執行役員 CMO ズナイデン房子氏 参加者：大田原女子高校 全校生 582人 ○高校生対象講座（栃木県立大田原高校） 期日：令和7年9月18日 内容：講演「人権としての＜性＞をまなぶ」 講師：宇都宮大学 共同教育学部 准教授 良 香織氏 参加者：大田原高校 全校生 572人 ○キャリアデザイン講座（栃木県立黒羽高等学校） 期日：令和7年12月5日 内容：講演「無意識の思いこみに気づこう！アンコンシャスバイアス」 講師：宇都宮大学 DE&I 推進センター 特任助教 川面 充子氏 参加者：黒羽高校 2年生 59人 ○小中学生理工チャレンジ講座 期日：令和7年8月25日 場所：大田原市役所 301・302 会議室 内容：【第1部】実験「身の回りの水溶液の性質を調べよう」 【第2部】ワークショップ「自分の『好き』の仕事を探してみよう」 講師：帝京大学理工学部 准教授 平澤孝枝氏、 帝京大学理工学部 准教授 高山優子氏 参加者：第1部 23名、第2部 19名	A

	○男女共同参画視点の防災講座 期日：令和7年7月30日 場所：大田原市役所 102 会議室 内容：「みんなにやさしい防災講座」 講師：（公財）とちぎ男女共同参画財団 防災士 芳村佳子氏 参加者：23 名 ○とも家事推進講座 期日：令和7年12月24日 場所：大田原市役所 101 市民協働ホール 内容：備蓄と収納でつくる「とも家事防災」講座 講師：防災備蓄収納1級プランナー講師 櫻井 澄子氏 参加者：29 名 《評価》 市内高校と連携し講座を開催するなど、幅広い世代に合わせた講座を開催することができた。延べ参加者数は1,300 人を超え、各講座において、受講者アンケートの9割以上が「とてもよかった」「よかった」と回答するなど、高い満足度を得ている。 《課題》 男女共同参画の意識の醸成、意識変容には長期的な視点での取り組みが求められる。そのため、今後もニーズをとらえた講座を継続的に実施していくことが必要である。	
--	---	--

施策(3)国際交流の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
中学生交流事業の実施 【生涯学習課】 《事業内容》 海外派遣や外国人の受け入れでの体験を通じて、異文化への理解を深めると共に、国際感覚を身に付け、国際社会における男女共同参画を認識する機会を提供し、人間性豊かな生徒を育成します。	【中学生の交流事業は派遣・受入を隔年で実施】 ○大田原市中学生交流事業(ウエストコビナ市へ派遣) 令和7年度はウエストコビナ市生徒交流事業の実施年度であったため、中学生交流事業は実施しませんでした。 ○ウエストコビナ市生徒交流事業（大田原市で受入） 令和7年度は受入を計画していたが、ウエストコビナ市側の申し入れによって中止となった。 《評価》 令和8年度は、姉妹都市であるウエストコビナ市へ大田原市の中学生を派遣し、ホームステイ体験を通して交流を深め、相互理解と友好親善を図る。 《課題》 ○派遣事業である中学生交流事業は、感染症の流行や渡航先の安全状況によって、事業が中止となる場合がある。 ○受入事業であるウエストコビナ市生徒交流事業は、ウエストコビナ市側での応募状況によって、交流事業が中止となる場合がある。	-

高校生交流事業の実施 【生涯学習課】	【高校生の交流事業は派遣・受入を隔年で実施】 ○大田原市高校生交流事業(英国セントアンドリュースへ派遣) 【派遣期間】 令和7年7月24日(木)～8月4日(月) 【派遣生徒内訳】 <table><tr><td>生徒人数</td><td>男</td><td>女</td><td>計</td></tr><tr><td>大田原市</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td></tr></table>	生徒人数	男	女	計	大田原市	2	2	4	A
生徒人数	男	女	計							
大田原市	2	2	4							
《事業内容》 海外派遣や受け入れでの体験を通じて、異文化への理解を深めるとともに、国際感覚を身に付け、国際社会における男女のあり方を認識する機会を提供し、人間性豊かな生徒を育成します。	《評価》 令和8年度は、セントアンドリュースからの受入を実施し、ホームステイ体験を通して交流を深め、相互理解と友好親善を図る。 《課題》 感染症の流行や渡航先の安全状況によって、事業が中止となる場合がある。									
国際交流会への支援 【生涯学習課・政策推進課】	○令和7年度は自主財源で活動を実施することが可能であったため、補助の申請はありませんでした。 外国語教室の支援：67回	A								
《事業内容》 市民が多様な文化や価値観に触れることができるよう、市民レベルで外国人との交流活動を行う団体である国際交流会に対し、補助金の交付や日本語・英会話・中国語等の各教室の支援をします。	《評価》 大田原国際交流会と情報を密にし、外国語教室に対して引き続き適切な支援を行う。 《課題》 大田原国際交流会において日本語教室を行っているが、ボランティアの高齢化が課題になっている。									

施策の方向3 人権の尊重（DV防止基本計画）

施策(1) DV防止に対する啓発の推進

事業	令和7年度実施状況	評価
広報・啓発の充実 【政策推進課】 《事業内容》 パンフレット等の設置配布や、広報紙へ年数回、DV防止法や相談窓口を掲載し、市民に対してDVが犯罪であり重大な人権侵害であるということの周知を行います。	○広報おおたわら6月号、8月号、11月号、1月号においてDV相談窓口に関する周知記事を掲載した。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に合わせ、市役所1階総合窓口にて、相談窓口の記載されたカード及び啓発用ウェットティッシュを設置し、来庁者への配布・周知を行った。 《評価》 ○DV防止の啓発について、年間4回にわたり、継続的に実施できた。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間の啓発では、相談窓口の情報を市民に対し直接的に提供でき、DV防止への意識喚起を図ることができた。	A

	《課題》 市役所に来庁する市民、広報紙を見ていない市民以外の層（若年層等）に対しても、SNS等のデジタル媒体を用いた情報発信の強化が必要である。また、関係機関との連携により啓発活動の更なる充実を図ることが課題である。	
若年層を対象とした性暴力等被害防止に向けた啓発 【政策推進課】 《事業内容》 デートDV、JKビジネス、ストーカー等のあらゆる形態の暴力に対する防止に向けた啓発を行います。	若年層の性暴力予防月間（4月）に合わせ、内閣府が作成した啓発ポスターを市庁舎掲示板に掲示し、若年者を含む来庁者へ周知啓発を行った。 《評価》 市内高校と連携し、講座を開催することで周知啓発を図った。今後は市ホームページ等を活用し、周知啓発に努める。 《課題》 デジタルツールを用いた啓発や学校・関係機関との連携等を強化し、広く周知していくことが必要である。	A
あらゆる暴力の根絶に向けた人権教育の充実 【学校教育課】 《事業内容》 人権教育の指導計画の中に「女性に対する暴力の根絶に向けた内容」を位置付け、指導の充実を図ります。	教職員の人権感覚を高めるため、「デートDVを考える研修会」「性暴力について考える研修会」等様々な研修を周知し、人権教育担当者を中心に、児童生徒への指導の充実を図った。 《評価》 各校での指導の更なる充実を図るため、更に研修の周知など働きかけを進めていく。 《課題》 研修等への積極的な参加の促進と、研修内容の実践への反映の充実が求められる。	B

施策(2)DV相談体制の充実

事業	令和7年度実施状況	評価
相談体制の整備 【こども支援課】 《事業内容》 大田原市福祉事務所に於いて女性相談支援員を配置し、DVやストーカーの被害者からの各種相談に応じるほか、必要な支援を行います。また、相談窓口の周知に努めます。	窓口・庁舎内情報コーナー・関係施設等にて、「子育て・DV・離婚に関する相談窓口」に関する情報周知用パンフレット・カード等を設置・配布した。 ・夫等からの暴力の相談 実件数 22件（延83件） ・離婚等の相談 実件数 62件（延118件） 《評価》 相談員の配置により継続的な相談対応が可能となり、一定の相談実績が得られていることから、事業は概ね適切に実施されている。	A

	《課題》 潜在的な被害者への周知が十分とは言えず、相談につながっていないケースも想定されるため、周知方法の工夫と関係機関との連携強化が必要である。	
女性相談支援員の研修機会の提供 【こども支援課】 《事業内容》 女性相談支援員のスキルアップを目的とした研修会への参加や、女性相談支援員間で事例等の情報を共有することで相談対応力向上を図ります。	・女性支援業務関係職員研修会（年6回） ・配偶者暴力防止対策ネットワーク会議及び困難な問題を抱える女性支援調整会議 ・栃木県DV被害者対策実務担当者会議（年2回） ・栃木県DV被害者等地域支援サポーター交流会 ・こころのケア講座（4回） ・性暴力を考える講座（年2回） ・県北地区研修会（年3回） ・困難な問題を抱える女性支援者等セミナー（年2回） ・関東甲信越地区女性支援事業研究協議会 《評価》 各種研修や意見交換会への参加により、女性相談支援員の知識・対応力の向上が図られており、相談支援体制の充実につながっている。 《課題》 各種研修に参加しているものの、相談内容の複雑化・多様化に対応するためには、継続的なスキル向上と実践的な対応力の強化が引き続き必要である。	A
二次被害の防止 【こども支援課・市民課・建築住宅課】 《事業内容》 被害者に対して円滑な窓口の対応、行政手続きを行うため、各課の情報共有を行います。	○令和7年度、新規37件、継続66件、変更11件、終了32件、合計146件の支援措置申出について、住基システムに対象者である旨の情報登録をすると共に、関係各課に対してもスペースを利用し情報提供を行った。 ○必要に応じて各課において情報共有し、場合によっては同行、同席して円滑な窓口対応を実施した。 《評価》 ○新規・変更等の情報をその都度更新し、スペースにてすべての対象者情報を関係各課と共有できた。 ○必要に応じた情報共有や同行・同席対応により、被害者に配慮した円滑な窓口対応が図られており、二次被害の防止に寄与している。 《課題》 ○関係各課における情報共有は行われているものの、被害者の状況に応じた迅速かつ適切な対応を行うため、引き続き連携体制の強化と職員の理解促進が必要である。 ○次年度に向けて関係各課と連携し、支援措置情報を常に最新の状態にできるような体制づくりを行っていききたい。	A

施策(3)DV被害者の保護と自立の支援

事業	令和7年度実施状況	評価
市営住宅への優先入居 【建築住宅課・こども支援課】 《事業内容》 DV被害等にあった市民へ市営・市有住宅の空き状況などを提供し、空き住戸に対して速やかにかつ適切に入居できるよう支援します。	両課の情報共有により市営住宅の空き状況等を提供した。 令和7年度 相談実績 2件 入居実績 0件 《評価》 ○両課の連携により空き状況の情報提供や入居要件の配慮を行うなど、DV被害者の住居確保に向けた支援体制が整備されている。 ○市営住宅への単身入居に際してDV被害者の方について入居要件を緩和し住居の確保に配慮している。加害者の状態、DV被害者の心境や状況を把握し、今後も適切な対応・案内・情報提供を行える体制づくりを図る。 《課題》 ○相談は一定数あるものの入居実績に結びついていないことから、被害者の状況に応じた柔軟な対応や、入居につなげるための支援体制の強化が必要である。 ○即日入居が困難なため、シェルター利用等で準備期間を対応する必要がある。	A

施策(4)関係機関との連携の強化

事業	令和7年度実施状況	評価
県の配偶者暴力相談支援センターとの連携 【こども支援課】 《事業内容》 緊急性のある被害者に対し、迅速かつ適切な対応及び支援を行っていくため、県の配偶者暴力相談支援センターと情報を共有するなど、綿密な連携を図ります。	○配偶者暴力ネットワーク会議での情報交換等 ○母子支援施設訪問及び要保護母子措置入所のための移送等 ※要保護母子措置入所のための移送 1件 《評価》 関係機関との連携のもと、要保護母子の移送等を適切に実施しており、緊急時の支援体制が機能している。 《課題》 関係機関との連携は図られているものの、緊急性の高い事案に迅速かつ的確に対応するため、引き続き情報共有体制の強化と連携の充実が必要である。	A
県及び近隣市町等との連携 【こども支援課】 《事業内容》 被害者に対し適切な対応ができるよう、県及び近隣市町等の関係機関と情報共有を図る等の連携を行います。	婦人保護業務関係職員研修「配偶者暴力防止対策ネットワーク会議（県主催）」に参加し、関係機関と情報交換をした。 《評価》 研修やネットワーク会議を通じて関係機関の実態把握と情報共有が図られており、連携強化及び相談対応力の向上に寄与している。 《課題》 関係機関との情報共有は行われているものの、被害者の多様な状況に対応するため、引き続き連携の強化と実務に即した情報共有の充実が必要である。	A